

令和5年7月26日

清水町議会議長 山下 清美 様

清水町議会議員 山本 奈央

研 修 報 告 書

清水町議会議員研修要綱第6条の規定により、次のとおり成果を報告します。

記

- 1 研修名（主催者） 町村議会新任議員研修会（北海道町村議会議長会）
- 2 研修日時 令和5年7月19日（水）
- 3 研修先 第2水産ビル 8階 大集会室（札幌市中央区北3条西7丁目）
- 4 研修目的 議員の資質向上と議会の活性化に資するため。
- 5 成果（具体的に）

出席者は89町村から議員204人（事務局28人）。新任議員といっても年齢層は高いように感じる。他町村と交流はほとんどできず残念だ。どの町村なのか一目で分かるように改善してもらえれば、リアルに全道から議員を集める意味も出てくるのではと感じた。ただ話を聞くだけであればzoomでもよいのではとも感じた。研修においては約2時間、元全国都道府県議会議長会事務局次長 鶴沼信二氏の話をついた。終始、もっと話をしたいが時間がないと言っていた。淡々と話す会場での聴衆の反応をみて話しているか疑問だ。先日の札幌研修の田崎氏のように聞いている人に興味関心を持ってもらえる工夫や意識が必要だと改めて感じたのが今回の研修で得られたことだ。議会の役割と権限、議会の運営についてのお話では国会と地方議会の違う点などがわかった。難しい話をしてくださったが実践しながら身につくことだと感じた。研修終了後に浦幌町の女性議員さん3人を探し名刺交換ができたことが良い機会になった。

別記様式（第6条関係）

令和5年7月25日

清水町議会議長 山下 清美 様

清水町議会議員 田村 幸紀

研 修 報 告 書

清水町議会議員研修要綱第6条の規定により、次のとおり成果を報告します。

記

- 1 研修名（主催者） 町村議会新任議員研修会（北海道町村議会議長会）
- 2 研修日時 令和5年7月25日（火）
- 3 研修先 釧路プリンスホテル（釧路市）
- 4 研修目的 新任議員として地方議会の制度と運営の基礎的事項を学ぶため。
- 5 成果（具体的に）

（1）地方議会（議員）の制度と運営に関する基礎的事項

元全国都道府県議会議長会事務局次長 鵜沼 信二 氏

- ・議会の本質的役割は政策形成機能と住民周知
 - 住民にとって最善の政策選択なのか、そして議決結果の説明と説得といった住民代表性の機能を発揮すること。
 - 議会は複数の者が担い、首長よりも住民代表性の意義が高い組織。
 - ＝複数の合議制ある住民代表機関であるため、議員同士の議論が重要（議案審議）。
 - ＝執行側の提案内容の課題を引き出し、行政情報を議会の場で引き出す（住民周知）

- ・議員の役割は合議体の構成員として、議会の機能発揮を実現
 - ＝支持者代表から住民全体の代表へ。
 - 個人の独断的言動を慎み、自己の意見に拘泥し過ぎない。
 - ＝議会は議論を尽くす場である。
 - 支持者や特定の団体あるいは個人の利益実現を図ることは議員の役割ではない。
 - ＝口利きは議員の仕事ではない。

・住民代表としての見識

→地方自治法上の品位保持

＝住民代表として発言に責任を持ち、他の議員や特定個人の私生活にわたる発言、人格否定につながる発言は行わない。

→職責と身分の自覚

＝公務員であることの責務と自覚を持ち、日常の議員活動、私人としての活動においても、議員の肩書、身分は付いてまわる。

私的な言動であっても、住民は住民代表として議員の言動として捉える。

・議会運営について

→表決の方法は3種類

- ・簡易表決（異議なし採決）
- ・起立表決（挙手表決）～数の判断はしない。見た目判断。
- ・投票表決（記名・無記名）～数の判断がしたい場合。

→質疑（一般質問）

＝質疑において自己の意見を述べることができないと定められているが、質問する前段の説明については柔軟に対応する必要がある。

・まとめ

すべての町民（有権者）の思いを背負う13人の議員が、議会の三大機能と言われている「議決」「監視」「提案」を行う役割と権限を行使するために必要なことは、対個人ではなく、議会（議員）は複数の合議制の高い住民代表機関である認識のもと、多様な意見を議員同士で十分議論することが重要であるということを新たに認識することができた。

令和5年 7月 24日

清水町議会議長 山下 清美 様

清水町議会議員 只野敏彦

研 修 報 告 書

清水町議会議員研修要綱第6条の規定により、次のとおり成果を報告します。

記

- 1 研修名（主催者） 町村議会新任議員研修会
- 2 研修日時 令和 5年 7月 19日（水）
- 3 研修先 第二水産ビル8階 会議室（札幌市中央区北5条西7丁目）
- 4 研修目的
- 5 成果（具体的に）

地方議会の制度と運営に関する基礎的事項についての話を約2時間かけて行われた。町長の考えを耳にし、町民に周知する。議会の方が住民代表制は高い。議決されたことは反対する町民がいても納得するなど感慨深い話でした。ただ議員の権限では議案提出権はあっても制約がかなりあるという点はびっくりしました。

いろいろな議員としての心構えや議会の運営について話を聞きました。議員になって自分も責任を肩負うべきことと、町民の幸福のために活動して欲しいと強く思いました。